

東村山市第5次総合計画等策定支援業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要領

第1 設置

東村山市第5次総合計画等策定支援業務を委託するに当たり、プロポーザル方式の審査を厳正かつ公正に行うため、同業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

審査委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 提案事業者の選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査に関すること。
- (4) 優先交渉権者を選定すること。

第3 組織

審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 市長
- (2) 委員 副市長、経営政策部長、地域創生部長、まちづくり部長

第4 委員長の職務等

- (1) 委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会の事務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5 会議

- (1) 審査委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6 意見の聴取

審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審査委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

審査委員会の庶務は、経営政策部行政経営課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

第9 適用

この要領は、平成30年5月7日から適用し、本業務に係る契約締結日に、その効力を失う。